

日銀市第36号
平成30年3月15日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等
関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、国債売買等関係事務において時価の計算に用いる単利利回り
または単価について、日本銀行が時価の計算を行う日（以下「時価計算日」と
いいます。）の前営業日に、時価計算日付で日本証券業協会が発表する公社債店
頭売買参考統計値表における平均値の単利利回りまたは単価（以下「売参値」
といいます。）としています。

今般、売参値が発表されない場合の取扱いを明確化するため、または規程整
備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施するこ
ととしたので、通知します。概要については（参考）をご確認ください。

(参考) 売参値が発表されない場合の対応

対象国債	発生事象	対応
利付国債 ^(注1) ・ 国庫短期証券	<u>全銘柄</u> の売参値が発表されな い場合	時価計算日の <u>前営業日付</u> の売参値を用いる ^(注2)
	<u>一部銘柄</u> の売参値が発表され ない場合	所定の方法により算出さ れた <u>推計時価</u> を用いる ^(注3)
物価連動国債・ 変動利付国債	<u>全銘柄</u> または <u>一部銘柄</u> の売参 値が発表されない場合	時価計算日の <u>前営業日付</u> の売参値を用いる ^(注2)

(注1) 物価連動国債および変動利付国債を除きます。

(注2) 時価計算日の前営業日付の売参値が発表されていない場合には、直近に発表され
た売参値を用います。

(注3) 詳細は、本件による改正後の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国
債売買等関係事務）」[参考] 2. (2) イ. (ニ) b. (a) ii. をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

○ [参考] 1. (1) を横線のとおり改める。

(1) 日銀国債買入における買入国債

次に掲げる事項をすべて充たす国債とします。

イ. 利付国債（個人向け国債を除きます。以下（1）において同じです。）または国
庫短期証券であること。

ロ. }
 ｝ 略（不変）
 ｝
ホ. }

へ. ~~入札の通知を行う日の前営業日に当該通知を行う日付で日本証券業協会が発表
する公社債店頭売買参考統計値表に平均値の単利利回りまたは単価が掲載されて
いる銘柄のうち、当該入札の通知において日本銀行が通知するものであること。~~

ト. 略（不変）

チ. 略（不変）

リ. ~~利付国債である場合には利子、国庫短期証券である場合には償還差益につき所得
税等を源泉徴収される国債でないこと。~~

○ [参考] 1. (3) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. ~~入札の通知を行う日の前営業日に当該通知を行う日付で日本証券業協会が発表する公
社債店頭売買参考統計値表に平均値の単利利回りが掲載されている銘柄のうち、当該入
札の通知において日本銀行が通知するものであること。~~

○ [参考] 1. (5) へ. を横線のとおり改める。

へ. ~~利付国債である場合には、入札の通知を行う日の前営業日に当該通知を行う日付で
日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に平均値の単利利回りまたは
単価が掲載されている銘柄のうち、当該通知において日本銀行が通知するものである~~

~~こと。~~

~~国庫短期証券である場合には、入札の通知において日本銀行が通知するものであること。~~

○ [参考] 1. (6) イ. を横線のとおり改める。

イ. 利付国債（個人向け国債を除きます。以下（6）において同じです。）または国庫短期証券国債であること。

○ [参考] 1. (9) ハ. を横線のとおり改める。

~~ハ. 入札の通知を行う日の前営業日に当該通知を行う日付で日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に平均値の単利利回りまたは単価が掲載されている銘柄のうち、当該入札の通知において日本銀行が通知するものであること。~~

○ [参考] 2. (2) イ. を横線のとおり改める。

イ. 時価（額面100円当り）

（イ）利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。以下イ. において同じです。）
略（不変）

（ロ）国庫短期証券
略（不変）

（ハ）変動利付国債および物価連動国債
略（不変）

（注1）略（不変）

（注2）略（不変）

（注3）売買代金の計算を行う場合における「募入決定通知」を受信した日、差替前買入国債および差替後買入国債の時価評価額を計算する場合における差替請求日、再売却における売却代金の計算を行う場合における売却日その他時価の計算を行う日の前営業日に、時価の計算を行う日の日付で日本証券業協

会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている平均値の単利利回りまたは単価（当該単利利回りまたは単価がない場合には、日本銀行が合理的な方法（二）に定めるところにより算出した単利利回りまたは単価とします。以下（注3）において、「掲載利回り」または「掲載単価」といいます。）とし、掲載利回りは小数点以下第3位まで、掲載単価は円位未満第2位までとします。

なお、日本銀行は、やむを得ない事情により掲載利回りまたは掲載単価を取得できない場合には、当該利回りまたは単価と異なる単利利回りまたは単価を利用して時価を計算する場合があります（このこうした場合も含め、適用される単利利回りまたは単価については、「国債銘柄別利回り・単価」（業務処理区分コード424201）により照会することができますので、必要に応じ、ご確認ください。）。

(注4) }
└ } 略（不変）
(注7) }

(二) (イ) から (ハ) までにおいて、時価の計算を行う日の前営業日に時価の計算を行う日の日付で日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている平均値の単利利回りまたは単価がない場合における単利利回りまたは単価の算出方法

a. 時価の計算を行う日が償還日の2営業日前の日または償還日の前営業日である場合

利付国債にあつては表面利率、国庫短期証券にあつてはゼロパーセント、変動利付国債および物価連動国債にあつては100円とします。

b. a. 以外の場合

(a) 利付国債および国庫短期証券

i. 時価の計算を行う日の日付の公社債店頭売買参考統計値表が、全銘柄について発表されない場合

時価の計算を行う日の前営業日付で日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている平均値の単利利回り（当該単利利回りがない場合には、日本証券業協会が直近の日付で発表する平均値の単利利回り）とします。

ii. 時価の計算を行う日の日付の公社債店頭売買参考統計値表が、一部銘柄について発表されない場合

時価の計算を行う日の日付で日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている次の基準により選定した銘柄（以下「利回参照銘柄」といいます。）の平均値の単利利回りとします。

なお、利回参照銘柄は、利付国債または国庫短期証券の別にそれぞれ選定します。

（i）償還期日が同じ銘柄（ただし、当該銘柄が複数存在する場合には、利回りが最も高い銘柄）

（ii）（i）の銘柄が存在しない場合には、償還期日が最も近い銘柄

（iii）（ii）の銘柄が複数存在する場合には、償還期日が遅く到来する銘柄（ただし、当該銘柄が複数存在する場合には、利回りが最も高い銘柄）

（b）変動利付国債および物価連動国債

時価の計算を行う日の前営業日付で日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表に掲載されている平均値の単価（当該単価がない場合には、日本証券業協会が直近の日付で発表する平均値の単価）とします。